

令和4年度歴史文化を活用した県内グループ旅行商品造成支援金交付要綱

第1条 趣旨・交付の対象

公益社団法人静岡県観光協会長（以下「会長」という。）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内観光産業の回復を図るため、本県を目的地とする貸切バスを活用した県内グループ旅行を実施する旅行業法第3条の登録を受けている旅行会社（以下「旅行会社」という。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2条 定義

この要綱において、県内グループ旅行とは行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) バス1台あたり10名以上のグループであること
- (2) 静岡県内の「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証を受けた施設に1泊以上または県内の有料入場施設、飲食施設等を1ヶ所以上利用すること。
- (3) 静岡県内の歴史・文化資源に係る観光スポットを1ヵ所以上（有料・無料問わない）訪問すること
- (4) 旅行の出発日が令和4年11月1日以降かつ帰着日が令和5年2月28日以前の旅行であること。
- (5) 次に掲げる感染症対策を実施していること。
 - ①一般社団法人日本旅行業協会の定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること。
 - ②公益社団法人日本バス協会の定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること。
 - ③利用者に対して、感染症の対策内容を明示すること。
 - ④感染症対策チェックリストを作成し、実績報告時にあわせて提出すること。
- (6) 中央日本四県の教育旅行支援金や駿河湾フェリー運賃半額キャンペーン等、静岡県及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する助成制度を受けていないこと。

第3条 支援金の交付

支援金として、貸切バス1台につき下記のとおり交付する。ただし、1営業所※あたり800,000円を上限とする。

- ① 静岡県内に宿泊の場合は20,000円/台
- ② 日帰りの場合は10,000円/台

※ 同一住所であっても登記上別営業所であれば、複数営業所として申請可能

第4条 申請と変更

支援金の交付を受けようとする旅行会社は、催行月ごと、旅行出発日の7日前までに第2条に示す事業の支援金申請及び行程表等を電子申請システムにより会長に提出するものとする。

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請するものとする。

第5条 申請の受理

会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請受理の旨を旅行会社に通知するものとする。

変更申請があった場合、再度内容を審査し、適当と認めるときは電子申請システムにより旅行会社に通知するものとする。

第6条 実績報告及び支援金の請求

交付決定を受けた旅行会社は、旅行実施後、10日以内に実績報告兼請求及びバス利用証明書、宿泊証明書、有料入場施設等利用証明書等必要書類を電子申請システムにより提出しなければならない。

第7条 支援金額の確定

会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の額を確定し、交付するものとする。

第8条 支援金の支払い

会長は、実績報告兼請求を受理した月の翌月末までに、旅行会社に支援金を支払うものとする。ただし、旅行実施後、期日までに実績報告書の提出がない場合、支援金の支払いは行わない。

第9条 申請の取消し、支援金の返還

会長は、偽りその他不正の手段により支援金の申請又は交付を受けた者に対しては、当該年度の申請取消及び次年度の申請権を剥奪することができる。

旅行会社は、この要綱に定める事項に違反して支援金の交付を受けた場合は、既に交付された支援金を会長に返還するものとする。

第10条 関係書類の整備

旅行会社は、支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第11条 その他

この要綱に定めるもののほか、貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金の交付に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から令和5年3月10日まで適用する。